

様式第2号（第5条関係）

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要	
鈴木課長	<p>本日は、公私共、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>定刻になりましたので、ただ今から、久喜市健康福祉推進委員会委員委嘱式並びに令和4年度第4回久喜市健康福祉推進委員会を開会させていただきます。</p> <p>私は、本日の司会を務めさせていただきます、社会福祉課の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、委嘱式を執り行います。梅田市長より委員の皆様へ委嘱書を交付させていただきます。市長が皆様のお席の前に伺いますので、誠に恐縮ではございますが、お名前が呼ばれた際には、その場でご起立をいただきますようお願い申し上げます。それでは、委嘱書を交付させていただきます。</p> <p>小林博俊様。</p>
梅田市長	<p>委嘱書、小林博俊様</p> <p>久喜市健康福祉推進委員会委員を委嘱します。</p> <p>委嘱期間は令和6年10月31日までとします。</p> <p>令和4年11月1日。久喜市長梅田修一。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>【梅田市長より加藤委員、本田委員、志川委員、金子委員、中繁委員、樋口委員に委嘱書の交付】</p>
鈴木課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今7名の皆様に委嘱書を交付させていただきました。本</p>

日、欠席されておられます、渡邊哲雄様、長島一枝様、黒巢恵美様におかれましては、後日、事務局より委嘱書を持参させていただきます。

それでは、令和 4 年度第 4 回久喜市健康福祉推進委員会を開会させていただきます。開会にあたりまして、梅田市長よりご挨拶を申し上げます。梅田市長、よろしくお願いいたします。

梅田市長

皆様、こんにちは。久喜市長の梅田修一でございます。

本日、ご参会の皆様方には、日頃から市政運営にあたりまして、格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、先程は、皆様に 久喜市健康福祉推進委員会委員の委嘱をさせていただきましたが、これからどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、近年、少子高齢社会が進展していく中で、介護、子育て、災害時の要支援者援助など地域福祉の問題が増えております。それらの問題に対応するために、行政による福祉サービスの充実を図ってきておりますが、うまく活用できない事例や、既存の公的サービスでは対応できない事例もあり、住民同士のつながりや助け合いをはじめとした、社会全体での支援が不可欠となっております。

このような中、「地域の支え合いによる福祉」とも言える地域福祉を推進していくことは、大変重要なことであり、本市では第 2 次地域福祉計画・地域福祉活動計画の中で「ともに生き、ともに安心して暮らすことのできる地域社会づくり」を基本理念と定め、「新たな支え合い」の仕組みの充実を図ってきたところで

第 2 次計画は、令和 4 年度に目標年次を迎えることから、現

在、第 3 次計画を策定中でありまして、令和 4 年 10 月 25 日に、当委員会より第 3 次計画案の答申をいただいたところでございます。第 3 次計画も、第 2 次計画の基本理念を踏襲し、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていける地域共生社会の実現を目指してまいります。

委員の皆様におかれましては、これから 2 年間、久喜市健康福祉推進委員会委員として、本市の地域福祉施策の推進にご尽力賜るわけでございますが、本計画の実現に向けて、それぞれのお立場から忌憚のないご意見・ご提言等をお寄せいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

終わりに、委員の皆様には、今後とも本市の福祉行政の推進に対しまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

鈴木課長

ありがとうございました。

本日は、委嘱後はじめての委員会でございますので、大変恐縮でございますが、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

小林委員

おはようございます。名簿の 1 番目の小林博俊と申します。旧久喜市南の出身です。今後 2 年間、高齢者福祉に対して、健康福祉等、しっかりと勉強していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

加藤委員

菖蒲町から参りました加藤清と申します。再任という形になります。私も 75 歳になりまして、団塊の世代ということで、戦後生まれで、戦地から帰ってきた方が数多くいて、人口を増やせということで、就職に対しても、進学に対しても大変な苦勞がござい

ました。いろいろな波あり谷ありの社会を通り抜けて参りましたので、これから私も高齢者の一員として、末永く健康を保ちたい、地域のために少しでも活動したい、そういう気持ちであります。これからも皆様のご支援、ご協力をお願いいたしまして、活動を活発にやっていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

本田委員

3歳の頃、今、鷺宮地区の上内に住みまして、もう本当にこの近くのわし宮団地が実家になっております。今はまた鷺宮地区の桜田に越して、3世代で住んでおります。やはり一番心配なのは、自分の両親で、もう80代になりまして、病気ではないのですけれども、ちょっとしたことにつまずいてしまったり、生活のごみ出しが難しかったり、そういった時期にきております。今後もやはり住みなれた自宅で、どのように長く、住みやすい街にしていくかということが非常にやはり私自身も気になりますし、自分自身も年をとってやはり鷺宮の近くに住んでいきたいと思っておりますので、2年間を学ばせていただきながら、何かご提案ができればと思っております。よろしくをお願いいたします。

志川委員

民生委員・児童委員協議会から参りました、志川と申します。よろしくをお願いいたします。私は民生委員・児童委員として、今月で21年を終わるとして、来月から22年目に入るわけですが、何年活動を続けましても、毎日新しいことばかりで、もう日々奮闘している次第でございます。この委員会で、各方面のご活躍されている皆様のご意見を参考にいたしまして、貴重なご意見を伺いまして、大変貴重な体験を私自身がすることができるということで、この2年間、勉強させていただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

金子委員	<p>皆さんこんにちは。久喜市社会教育委員の金子雄司と申します。よろしくお願いいたします。健康福祉は初めてでございますが、いろいろ勉強することが多々あると思います、この 2 年間頑張っ てまいります。私も関係することがたくさんありまして、そうい った視点からまたご意見等申し上げますが、よろしくお願いいたします す。2年間お世話になります。</p>
中繁委員	<p>皆様改めましてこんにちは。久喜市社会福祉協議会の中繁と申 します。どうぞよろしくお願いいたします。志川委員から民生委 員さん方のお話がありましたけれども、私社協に入職して、25 年 が経ちました。長いだけになってしまいましたけれども、現第 2 次計画、今年度は総仕上げという年になっておりまして、これま で進めて参りました第 3 次計画の実践に向けて、また一生懸命取 り組んで参りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします します。</p>
樋口委員	<p>皆さん改めましてこんにちは。委員名簿 10 番目の樋口勝啓と申 します。引き続いて 2 期目の委員を務めさせていただきますが、 私は現在蓮田市にあります、社会福祉法人、吉祥福寿会におきま して、特別養護老人ホーム吾亦紅・ケアハウス、すずらん苑の事 務長を務めております。それ以前は、埼玉県庁に 38 年間勤めまし て、その間 16 年ほど福祉に携わっておりました。また、県庁にあ りました時、出向という形でございますが、合併前の鷲宮町役 場、まさにこの庁舎に 3 年間通わせていただきました。現在の介 護現場の経験や県庁での経験を、本委員会において引き続き少し でもお役に立てれば、そして、3 年間お世話になりました地元へ のお礼ができればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします します。</p>

鈴木課長	<p>なお、本日欠席されております、渡邊哲雄様は久喜市区長会連合会から、長島一枝様は久喜母子愛育会から、黒巢恵美様は、久喜市医師会からのご推薦でございます。</p> <p>次に、市職員及び社会福祉協議会職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>初めに、社会福祉協議会職員の自己紹介をお願いいたします</p>
得能課長	<p>皆様こんにちは。久喜市社会福祉協議会地域福祉課の得能と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
山田課長補佐	<p>同じく久喜市社会福祉協議会地域福祉課課長補佐兼地域支援係長の山田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
芝田主任	<p>同じく久喜市社会福祉協議会地域福祉課地域支援係の芝田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
鈴木課長	<p>続きまして、市役所職員の自己紹介をさせていただきます。</p>
戸ヶ崎部長	<p>皆様こんにちは。福祉部長の戸ヶ崎と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
上岡課長補佐	<p>皆様こんにちは。社会福祉課課長補佐の上岡と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
蓮実係長	<p>同じく社会福祉係の蓮見と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
鈴木課長	<p>最後、改めまして、私、社会福祉課長の鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の会議ですが、久喜市健康福祉推進委員会規則第 3 条第 2 項の規程により、当委員会の成立には、委員の過半数の出席が必要となっております。本日は、委員 10 名のうち 7 名の出席をいただいておりますので、成立していることを申し上げます。</p> <p>本日の会議資料を確認させていただきたいと存じます。事前に</p>

送付させていただきました資料といたしましては、次第、傍聴要領（案）、久喜市健康福祉推進委員会について、第 2 次地域福祉計画・地域福祉活動計画概要版、第 3 次地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）の概要について、久喜市健康福祉推進委員会委員名簿 6 点でございます。

本日、全員にお配りした資料は、第 2 次地域福祉計画・地域福祉活動計画、第 3 次地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）の 2 点でございます。

不足等はございませんでしょうか。

議事に入ります前に、委員の皆様にお諮りいたします。

本市の審議会等は、「久喜市審議会等の会議の公開に関する条例」の規定により、原則公開するとともに、公開した会議では、会議の傍聴や会議録の公開なども義務付けられています。

本委員会では、個人情報等、非公開とすべき案件がございませんことから、原則どおり公開とさせていただきます。

会議の公開にあたりまして、お手元に配布しました「傍聴要領（案）」の内容とさせていただきたいと存じます。また、会議録の作成のため、会議の内容を録音させていただきたいと存じます。

続きまして、会議録の確認について、でございます。

会議録の原案を作成後、会長に一任してご確認いただき、署名をもって確定とさせていただきたいと存じます。

よろしいでしょうか。

【委員より異議なしの声】

また、会議録は、公文書館閲覧室への配架、市ホームページで公開することとしております。

なお、会議録に訂正が生じたときは、次回の会議で訂正できるものとします。

続きまして、公職者名簿への登載について、でございます。公職者名簿とは、民生委員、各種審議会等の委員の方を記した名簿でございます。本委員会の委員の皆様も、公職者名簿に掲載され、公職者名簿は、公文書館閲覧室で、誰でも閲覧できるようになります。この名簿には、お名前のほかに、住所・電話番号も掲載することができるようになっておりますが、個人情報のこともございますので、委員の皆様の了解が得られた場合に掲載することとなっております。住所・電話番号を非公開とされたい場合には、後ほど事務局までお申し出いただきたいと存じます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。議長につきましては、久喜市健康福祉推進委員会規則第 3 条第 1 項の規定により、会長が務めることとなっておりますが、本日は、委嘱後はじめての委員会でございますので、会長が不在となっておりますことから、会長が選出されるまでの間、仮議長として梅田市長に会議を進行していただきます。梅田市長よろしく願いいたします。

梅田市長

ご指名でございますので、会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

議事の (1) 会長・副会長の選出について、でございます。久喜市健康福祉推進委員会規則第 2 条第 1 項の規定により、会長、副会長各 1 名を委員の互選により定めることとなっております。

はじめに、会長の選出について、いかがいたしましょうか。

志川委員

樋口氏に会長をお願いしていかがでしょうか。

私は、令和2年11月から令和4年10月まで委員を務めさせていただき、樋口氏も、同時期に委員として、また会長を務められ、円滑に会議の方も進めてこられました。また先ほどご本人よりご紹介がありました通り、元県庁の職員として、福祉の分野でご活躍され、現在は介護施設にお勤めされており、大変深く福祉に関わり合いを持たれておりますし、また、鷺宮町で副町長として勤務され、地域のことも大変ご存じだと思いますので、適任ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

梅田市長

ただ今、志川委員より樋口勝啓委員を推薦するご意見がございました。いかがでしょうか。

【委員より異議なしの声】

ただ今、異議なしの声がございました。

それでは、会長は、樋口勝啓委員をお願いすることによろしいでしょうか。

樋口勝啓委員も、それによろしいでしょうか。

【樋口委員了承】

ご了承いただきましたので、会長は、樋口勝啓委員に決定いたしました。樋口勝啓委員、よろしく願いいたします。

それでは、会長が決定いたしましたので、仮議長の職を解かせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

鈴木課長

梅田市長、ありがとうございました。

誠に恐縮でございますが、梅田市長におかれましては、所用が
ございますので、ここで退席をさせていただきます。

【市長退席】

ただ今、会長に就任されました樋口様には、前の議長席にお移
りいただきたいと存じます。

【樋口会長、議長席へ移動】

それでは、樋口会長に就任のご挨拶をいただきたいと存じま
す。樋口会長、よろしく願いいたします。

樋口会長

ただいまご承認をいただき、当委員会の会長を仰せつかりまし
た樋口でございます。

前期に引き続いて会長を務めさせていただくということになり
まして、身に余る光栄と、皆様に感謝申し上げますとともに、身
の引き締まる思いでございます。

自己紹介の際に申し上げましたが、私は合併前に、旧鷺宮町で 3
年間勤務をさせていただきました。その間、現在の久喜市を構成
する旧久喜市、菖蒲町、栗橋町の皆様にも大変、いろいろなご恩
をいただいたところでございます。

そうしたことから、お礼奉公の意味も込めまして、委員の皆様
方のご協力をいただきながら、引き続き久喜市の市民の皆様が、
住みなれた地域において、生きがいのある暮らしができるよう、
また、少しでも良い地域社会づくりにお役に立てるよう、全力を

挙げて努めて参ります。微力ではありますが、できる努力は惜しみませんので、どうぞよろしくお願ひいたします。

鈴木課長

ありがとうございました。

それでは、会議を再開させていただきます。樋口会長には議長をお願ひいたします。

樋口会長

それでは、議長の職を務めさせていただきます。皆様、よろしくお願ひいたします。

副会長の選任について、いかがいたしましょうか。

志川委員

樋口会長に一任されてはいかがでしょう。

樋口会長

よろしいでしょうか。

【委員より異議なしの声】

そういうことでしたら前期、私が会長を務めた際に、副会長として、私はよく支えていただきました志川委員さんに引き続き副会長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

【委員より異議なしの声】

【志川委員了承】

ただ今、異議なしの声で承認いただけたということで、志川委員も、ご了解いただけたということで、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

副会長に就任されました志川委員さんには、前の副議長席にお移りいただけますでしょうか。

【志川福会長、副議長席へ移動】

それでは、ここで志川副会長さんにごあいさつをいただきたいと存じます。志川副会長、よろしく願いいたします。

志川副会長

ただいま、樋口会長よりご推挙いただきました、民生委員・児童委員の志川と申します。よろしく願いいたします。

大変微力ではございますが、ご参会の皆様のご協力、お力をお借りしまして、少しでも会長の補佐ができるよう、一生懸命頑張りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

樋口会長

志川副会長、ありがとうございました。

続きまして、議事の（２）久喜市健康福祉推進委員会について、事務局の説明を求めます。

上岡課長補佐

それでは、議事（２）久喜市健康福祉推進委員会についてを説明させていただきます。大変恐縮ですが、着座にてご説明させていただきます。

資料１をご覧ください。

初めに、久喜市健康福祉推進委員会とはでございます。久喜市健康福祉推進委員会は、久喜市総合福祉条例による健康福祉施策の推進を図るため、地方自治法の規定に基づき設置された久喜市の附属機関でございます。

活動内容は、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査審議すること、健康福祉施策の推進に係る事項について調査し、市長に必要な意見を述べることでございます。

具体的には、次期計画策定にあたり、意見や提言を行うこと、また、策定した「地域福祉計画・地域福祉活動計画」が、計画どおり実行されているのか、目標値などと照らし合わせながら進捗

状況を確認していただき、助言や提言をいただくものでございます。

続きまして、2 委員の任期でございます。委員の皆様の任期でございますが、令和 4 年 11 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までの 2 年間でございます。

続きまして、3 委員報酬でございます。委員会にご出席いただきましたときに、日額 6,000 円の報酬をお支払いいたします。報酬は、ご指定の口座に、所得税額を除いた額を振り込ませていただきます。

続きまして、4 委員の構成でございます。久喜市健康福祉条例第 35 条第 3 項及び第 4 項に基づきまして、公募による市民の方 3 名、学識経験者の方 7 名、合計 10 名で構成してございます。

2 ページ以降につきましては、久喜市総合福祉条例、久喜市健康福祉推進委員会規則並びに社会福祉法（抜粋）を添付してございます。これらにつきましては、別途お時間がございます時に、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、議事（2）久喜市健康福祉推進委員会についての説明を終了いたします。

樋口会長

ただいま事務局より、健康福祉推進委員会についてご説明がありました。本件に関して何かご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

続きまして、議事の（3）地域福祉計画・地域福祉活動計画について、事務局の説明を求めます。

上岡課長補佐

久喜市地域福祉計画につきましては、久喜市総合福祉条例第 9 条におきまして、市長は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画を基本に、市の健康福祉施策の推進に関する総合計

画を策定しなければならないと規定されております。

この総合計画としての久喜市地域福祉計画は、久喜市社会福祉協議会が策定する、市民やボランティア、NPO等の民間団体が自主的に取り組む実践計画としての地域福祉活動計画と一体的に策定することによって、行政や市民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域にかかわる者の役割や協働が明確化され、実効性のある計画づくりが可能となるものでございます。

また、公私協働計画として、中長期的視点に立った本市の地域福祉行政の運営と市民や各種団体、ボランティアなど民間の活動や行動の総合的な指針としての役割を担うものでございます。

まずはじめに、第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画についてご説明いたします。

お手元でございます計画は、平成29年度から令和4年度までを計画期間とする第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画として平成29年3月に策定したところでございます。

それでは、第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要版により本計画の概略を説明させていただきたいと存じます。1ページをご覧ください。

はじめに、計画の目的でございます。健康福祉ニーズの多様化に対応するため、健康福祉施策の充実と、市民一人ひとりが生きがいのある暮らしができる地域社会づくりを目指し、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定した計画として、本市における総合的な地域福祉推進の指針としての役割を担うものでございます。

続きまして、地域福祉とはでございます。地域福祉とは、地域に暮らす全ての人と地域に存在する公私の多様な主体が協働し

て、課題を解決するための関係づくりや活動を行う地域の支え合いによる福祉でございます。

続きまして、2 ページをご覧ください。本計画の基本理念は、「ともに生き、ともに安心して暮らすことのできる地域社会づくり」でございます。基本理念の実現に向け、4 つの基本目標と 10 の重点施策を設けております。

続きまして、3 ページをご覧ください。それぞれの基本目標、重点施策につきましては、基本目標 1 として「いきいきと自分らしく暮らすことができる地域づくり」、重点施策 1 として「福祉教育（学習）を充実し、一人ひとりの意識を高めます」、重点施策 2 として「ボランティア活動などの地域福祉活動を活発にします」でございます。

また、重点施策には、3 ページに掲載しておりますとおり、「みんなで取り組むこと」、「市の主な取り組み」、「社協の主な取り組み」を定めてございます。基本目標 2、基本目標 3、基本目標 4 に対しても同様に定めてございます。

続きまして、4 ページをご覧ください。基本目標 2 として「お互いの気持ちで支え合う地域づくり」、重点施策 1 として「ふれあいと交流を大切にする場づくりを推進します」、重点施策 2 として「災害時の備えや孤立を防止するための地域の見守り体制を強化します」でございます。

続きまして、5 ページをご覧ください。基本目標 3 として「みんなで暮らせるまちづくり」、重点施策 1 として「高齢者や障がい者、子育て世帯の地域生活を支援します」、重点施策 2 として「孤立しがちな生活困窮者の自立を支援します」、重点施策 3 として「地域包括ケアのネットワークづくりを推進します」ござ

います。

続きまして、6 ページをご覧ください。基本目標 4 として「サービスを利用しやすい環境づくり」、重点施策 1 として「わかりやすく行き届くように情報を提供します」、重点施策 2 として「信頼される相談しやすい体制を整えます」、重点施策 3 として「権利擁護体制を充実します」でございます。

以上が、第 2 次地域福祉計画・地域福祉活動計画の概略説明でございます。

引き続き、第 3 次地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）につきまして、ご説明申し上げます。

お手元でございます計画案は、令和 4 年 10 月 25 日に健康福祉推進委員会が答申した計画案でございます。説明は、資料 2 により第 3 次地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）の概略を説明させていただきます。

初めに、1 計画の趣旨でございます。

1 点目でございます。人々が生活するうえでの課題は複合化かつ複雑化しており、また、既存の公的制度等では対応しきれない、制度の狭間にいる人が増加しています。さまざまな生活課題を抱えた人でも、自分らしく暮らしていく地域共生社会の実現を目指し、その実現にむけた取り組みを推進するもので、市と社会福祉協議会の一体的な計画となっております。

2 点目は前回第 2 次計画から大きく変わったところですが、国が定める計画策定ガイドラインにおいて、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として成年後見制度及び再犯防止があげられております。これらは、地域共生社会の一端を担うものであり、地域福祉として一体的に展開することが望ましいことから、このた

び、本市では新規の制定となります久喜市成年後見制度利用促進基本計画及び久喜市再犯防止計画を地域福祉計画・地域福祉活動計画と一体的に策定するものでございます。

次に、2 計画の法的根拠でございます。

地域福祉計画については、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が策定する計画となっております。地域福祉活動計画については、社会福祉法第 109 条の規定に基づき、市町村社会福祉協議会が策定する計画となっております。

次に、3 計画の位置付けでございます。

本計画は、市政運営全体の指針である第 2 次久喜市総合振興計画を上位計画としており、同時に、地域における高齢者、障がい者、児童、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する「福祉の上位計画」に位置付けられております。また、今回から SDGs の視点を踏まえた計画を推進する旨が加わっております。

次に、4 計画期間でございます。

令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間の計画となっております。

次に、5 基本理念でございます。

第 3 次計画も、第 1 次計画、第 2 次計画の基本理念「ともに生き、ともに安心して暮らすことのできる地域社会づくり」を踏襲し、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」を目指していきます。

次に、6 基本目標と重点施策でございます。

基本理念の実現に向け、4 つの基本目標を設定しており、また、各基本目標には、延べ 11 の重点施策を設けております。

それぞれの基本目標、重点施策につきましては、基本目標 1 として「誰もがいきいきと自分らしく暮らすことができる地域づくり」、重点施策 1 として「地域福祉への関心を高めること」、重点施策 2 として「地域福祉活動の担い手を育成すること」でございます。

基本目標 2 として「誰もがお互い様の気持ちで支え合う地域づくり」、重点施策 1 として「地域にあった支え合いの構築」、重点施策 2 として「世代を超え、誰でも参加できる身近な地域活動の充実」でございます。

基本目標 3 として「誰もがつながり、一緒に取り組む地域づくり」、重点施策 1 として、「複雑化・複合化した生活課題に対応するための、包括的な相談支援体制を構築」、重点施策 2 として「支援を必要とする人が適切な支援を受けることができるよう、わかりやすい情報提供」、重点施策 3 として「個々の活動をつなぐ仕組みづくり」でございます。

基本目標 4 として「誰もが安全で安心して暮らせる地域づくり」、重点施策 1 として「災害の備えや地域の見守り体制を強化、孤立しない地域づくり」、重点施策 2 として「住み慣れた地域で自分らしく生活を送るための、福祉サービスの充実」、重点施策 3 として「成年後見制度の利用促進、権利擁護に対する支援」、重点施策 4 として「犯罪をした者等に対する再犯防止の支援」でございます。重点施策 3 と重点施策 4 は、先ほど触れました成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計となっております。

各重点施策には、目標、目指す姿、現状と課題、みんなで取り組むこと、市の主な取り組み、社会福祉協議会の主な取り組み、

令和 9 年度の目標値、進捗状況を把握するための評価項目を定めております。

次に、7 計画の章立てについては、第 1 章「計画の策定にあたって」から第 5 章「計画の推進にあたって」までの構成となっております。

最初に、第 1 章「計画の策定にあたって」では、計画策定の趣旨、計画の位置付け、計画期間、計画への市民参加の状況を記載しております。

計画策定の趣旨、計画の位置付け、計画期間につきましては、先に述べたとおりでございます。

市民参加としては、市では、市民と高校生に対して、また、久喜市社会福祉協議会では、地域活動実践者等に対してアンケート調査を実施しました。

また、計画（案）について、市の附属機関である久喜市健康福祉推進委員会、また、社会福祉協議会が設置する久喜市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定推進会議にて審議いたしました。パブリック・コメントについては 8 月に実施し、2 人の方から 5 件のご意見を頂戴したところでございます。

次に、第 2 章「地域福祉に関する現状と課題」では、アンケート調査の結果とアンケート調査の結果から見える現状と課題を記載しております。

次に、第 3 章「計画の基本的な考え方」では、基本理念、4 つの基本目標、11 の重点施策を記載しております。基本理念、4 つの基本目標、11 の重点施策につきましては、先に述べたとおりでございます。

次に、第 4 章「施策の展開」では、先に述べたとおり、基本目

標、重点施策ごとに、目標、目指す姿、現状と課題、みんなで取り組むこと、市の主な取組み、社会福祉協議会の主な取組み、令和 9 年度の目標値、進捗状況を把握するための評価項目を記載しております。

次に、第 5 章「計画推進のために」では、計画推進を目指すための取組みとして、市民の取組み、地域団体、関係団体、関係機関等の取組み、市の役割、社会福祉協議会の役割を記載してございます。また、計画の周知及び普及啓発や計画の進行管理を記載してございます。

最後に、78 頁からは、資料編といたしまして、統計情報、策定経過、条例・規則等、用語解説を記載しております。

以上が、第 3 次地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）の概略説明でございます。

樋口会長

ただいま事務局より、地域福祉計画・地域福祉活動計画について、丁寧なご説明がありました。本件に関して何かご質問等ございますか。

私の方から 1 点、第 3 次計画は、今後、議会にかけていかれるということですが、冊子ができるのはいつごろになるのでしょうか。

鈴木課長

11 月定例議会に上程しまして、お認めいただければ、印刷のほうは 3 月ということで、お願いしたいと思います。

樋口会長

ありがとうございます。第 3 次計画は、平成 5 年度からということですが、冊子ができるのは、新年度に向けてということで理解すればよろしいでしょうか。

鈴木課長

はい。冊子は、令和 5 年の 3 月にはお配りできるよう予定しているところでございます。

樋口会長	<p>ありがとうございます。それではご質問等ございませんので、続きまして、議事の(4)その他でございますが、事務局から何かございますか。</p>
上岡課長補佐	<p>今回の委員会につきましては、令和5年10月頃の開催を予定しております。開催日の1か月前までには、お知らせしたいと思っておりますので、ご出席をよろしくお願いいたします。</p>
樋口会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の議事は、全て終了いたしました。これをもちまして、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
鈴木課長	<p>会長ありがとうございました。また委員の皆様もありがとうございました。</p> <p>今日お示した第2次計画、第3次計画案につきましては、駆け足の説明となってしまいましたが、今後、ご質問やご不明な点とかございましたら、事務局までお問い合わせいただければと思います。</p> <p>それでは、次第の5閉会にあたりまして、志川副会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
志川副会長	<p>皆様におかれましては、お忙しい中をありがとうございました。</p> <p>本日、委嘱ということでしたが、次回は、先ほどもありました令和5年の10月頃ということです。これから2年間、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これをもちまして、令和4年度第4回久喜市健康福祉推進委員会を閉会いたします。ありがとうございました。</p>
鈴木課長	<p>どうもありがとうございました。</p>

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございました。
ございました。

以上をもちまして、令和4年度第4回久喜市健康福祉推進委員会を散会させていただきます。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和4年11月12日 樋口勝啓

審議会等会議録

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。